

『ジェンダーと開発に関する潮流と取り組み』

2007(平成 19)年 3 月
企画・調整部
ジェンダー平等推進チーム

1-1 課題の現状

国際協力の分野では、開発途上国の女性の地位向上に着目した「開発と女性(WID)」という開発アプローチに加え、「ジェンダーと開発(GAD)」というアプローチが、1980年代以降重視されるようになってきている。

GADアプローチは、女性だけに注目するのではなく、社会の中で女性と男性がおかれている状況を把握し、不平等を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチである。GADアプローチは、ジェンダー不平等を解消するうえでの男性の役割にも注意を払うとともに、社会・経済的に不利な立場におかれている女性のエンパワーメントも重視する。

1995年の第4回世界女性会議(北京会議)以降、このGADアプローチを定着させる方法として、「ジェンダー主流化」が国際社会で重視されるようになった。

ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段である。すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである。

2000年に開催された国連ミレニアム・サミットでは、「ミレニアム宣言」が採択され、その中で2015年までに達成すべき8つの目標のひとつとして、「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」が謳われている。また、すべての目標においてジェンダーの視点に考慮して活動することが、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた国際社会の取り組みとして重要であると認識されている。

こうした動きの中で、日本政府は1-3にもあるとおり、2003(平成15)年、新ODA大綱を閣議決定し、基本方針として、援助における男女共同参画の視点の重要性や男女双方の開発への積極的参加と受益の確保への配慮、開発途上国の女性の地位向上への一層の努力を掲げている。さらに、2005(平成17)年には、「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」を策定し(2005年3月第四回世界女性会議(北京会議)から10年を記念したCSWの場で発表)、開発途上国のオーナーシップを尊重しつつ、当該国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを目的とする取組に対して、我が国ODAを通じた支援を一層強化するためにジェンダー主流化に基づく取組を示している。JICAはこれに基づいて事業を実施している。

すなわち、JICAが事業を実施していくにあたり、開発途上国において男性と女性の置かれている状況の違いや、男女で異なる開発ニーズを把握したうえで開発事業を行うことは、あらゆる分野においてなくてはならないものである。また、ジェンダー不平等が顕著で、そのために国の発展や人間の安全保障の観点からも大きな阻害要因となっている国や地域では、重点課題としてジェンダー平等推進に取り組むことも重要である。

JICAが事業を実施している開発途上国の人々を取り巻く状況は多様で、また大きく変化している。開発途上国の状況を示す指標などをみると、一般に男性と女性では、女性のほうが男性よりも社会的・政治的・経済的に不利な立場に置かれている場合が多いことがわかる。

先にふれたミレニアム目標におけるターゲット達成の進捗状況をUNDPの「人間開発報告書2005」からみると、小中学校の就学におけるジェンダー格差の解消については2005年までに達成されるはずだったが、実際は、達成にはあと1400万人の女子が初等教育を受けていたはずであったことがわかっている。そのうち、南アジアのインドとパキスタンが600万人、サハラ以南アフリカが400万人を占めている。また、41カ国では学校に通っていない女児が2000万人おり、その国々ではジェンダー格差が拡大しつつあるか、縮小していてもその速度が遅いため、ジェンダー平等の実現は2040年以降になるという予測もなされている。

また、近年、開発とジェンダーにおいては、新たな課題についても取組の必要性が認識されるようになってきている。例えば、人身取引(トラフィッキング)なども含めた女性に対する暴力も課題のひとつである。人身取引は、被害者、特に女性と児童に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害をとまなう

犯罪であるとして、人道的な観点からも、国際組織犯罪対策としても、迅速・的確な対応が求められており、日本政府は、2004(平成16)年に人身取引対策行動計画を策定するなど、対策に取り組んでいる。人身取引は複合的で幅の広い問題であるが、特に日本の ODA においては、人間の安全保障の観点から取り組むべき課題として、人々の保護を支援すること、対応能力を強化するエンパワーメントの視点などからの取組・支援を実施していくことを視野にいれた調査・プロジェクトの準備がなされている。

このほか、世界の貧困層の 7 割が女性であるといった貧困の女性化や、HIV/AIDS の蔓延なども課題である。国連エイズ合同計画によれば、HIV 感染の最も多いサブ・サハラアフリカでは HIV 保持者の男女比率が女性は男性の 1.3 倍、15 歳から 24 歳の若年層では女性は男性の 3 倍という状況にあることなどがわかっており、背景にはジェンダー不平等があるといわれている。また、2004 年のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害や、2005 年のパキスタン大地震など、大規模な自然災害や環境問題が続くなか、そうした災害や環境問題においても女性や子どもには特に深刻な影響を及ぼしていることが注目され、ジェンダーの視点からの対応も求められるようになってきている。

このように、ジェンダーと開発をとりまく状況は多種多彩であり、従来の教育・健康・経済社会活動における取組も引き続き必要とされるほか、一見ジェンダーとの関わりが見えにくい課題や地球規模の課題など、あらゆる分野においてジェンダー視点からの取組をさらに推進していく必要性が増している。JICA は開発援助機関としてジェンダー主流化推進に一層取り組んでいくことが重要なのである。

OECD 開発援助委員会(OECD/DAC)

パリに本部を置く経済開発協力機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)の下部組織として、DAC 加盟国の援助政策においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する目的で、ジェンダー平等ネットワーク(GENDERNET)が設置されている。日本を含め主要な援助機関・ドナーが一堂に会して、ジェンダー平等の視点に立って各国・機関の援助政策をどのように進めていくかについて協議していく場である。これまでに、開発援助の質の向上および効果的な援助を実施するために1998年に「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのためのDACガイドライン」(DAC ジェンダー主流化ガイドライン)を作成し、また、他の作業部会やネットワーク(環境、貧困、評価など)と連携しジェンダー平等のための各種指針策定等を行ってきた。

近年、DACでは、2005年に被援助国・ドナー国の閣僚級が集い開催されたパリ援助効果向上ハイレベルフォーラムにおいて合意された「パリ援助効果宣言」の実践及びモニタリングが重点課題となってきており、それに伴い、GENDERNETにおいても、パリ援助効果宣言の実践及びモニタリングにおいていかにジェンダー平等の促進を図るかが主要議題となっている。こうした援助効果向上の動きや新たな援助モダリティに対応すべく、現在、1998年に作成されたDAC ジェンダー主流化ガイドラインの改定にも取り組んでいる。

世界銀行(World Bank)

世界銀行は2006年9月、ジェンダーに係る4ヵ年計画(アクションプラン)を発表した。これは、ミレニアム開発目標(ジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメント)達成を推進するために、特に女性の経済的エンパワーメントを進展させることを目的している。世界銀行ではすでに2001年に「ジェンダー主流化戦略」が策定されているが、このアクションプランはこれにかわるものではなく、その実施を強化するものであるという位置づけがなされている。また、「ジェンダー主流化戦略」に基づく世界銀行の取組みから得られた教訓にも基づく強化実施計画とも位置付けられている。

「ジェンダー主流化戦略」の進捗報告によると、保健および教育分野のプロジェクトの9割においてジェンダーの視点が組み込まれるようになった。その一方、女性の経済活動への参加促進については十分な成果が得られていない。女性の経済的エンパワーメントについては、貧困削減と経済成長に密接なつながりがあるほか、その便益は女性だけでなく、男性や子どもも含めた社会全体に及ぶと考えられるという理論的根拠に、アクションプランは基づいている。

アクションプランは、経済セクターにおける女性のエンパワーメントをターゲットにしているが、その中でも特にインフラ・農業・民間セクター開発・財政の4つの分野における女性のエンパワーメントにフォーカスしている。

国連開発計画(UNDP)

全体の目標は持続的人間開発への支援を通じて貧困を撲滅することであり、活動は持続的人間開発の枠組みに基づき計画・実施されている。その中でも女性の地位向上は主要なテーマとして捉えられている。UNDPが掲げる重点活動分野は、1. 民主的ガバナンス、2. 貧困削減、3. 危機予防と復興、4. エネルギーと環境、5. HIV/AIDSであり、すべてのプロジェクトにおいて男女の平等化を実現するための配慮がなされるべきだと定めている。また、特に貧困削減の活動対象としてジェンダー主流化を掲げている。そのほか、ジェンダー平等に関するUNIFEMとの連携などを方針としてあげている。

アジア開発銀行(ADB)

2006年から2008年の中期目標では、人間開発・インフラなどへの投資の促進、地域との協調や統合の促進、環境配慮、統治の改善と金融機関の破綻の防止に並んで、重要な社会開発の一環として教育の改善とジェンダー平等の推進を挙げている。ADBにおけるジェンダーの取り組みは、ジェンダー・アクション・プラン(GAP)に基づいており、政策援助、キャパシティビルディング、GAD認知度、女性の地位向上のための政策やプログラムの実行において援助を行うことや、プロジェクトのジェンダー分析を実施し、プロジェクトサイクルの各段階においてジェンダー視点を考慮することなどを掲げているほか、アジアの女性が直面する新しい課題に直接働きかける機会の創造などを目標としている。

英国国際開発省(DfID)

2000年、京都綱領に従い発表した”Poverty elimination & the empowerment of Women”の中でジェンダー平等を目指した10の目標を掲げており、国の状況によってその内容と優先目標を設定するとしている。また、2002年にはDfID内部と発展途上国それぞれの政策決定者への女性のニーズをもっと協調するよう働きかける「ジェンダー・マニュアル」を策定し、これらに基づいた取り組みを行っている。2006年発表の「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント支援におけるDfID事業評価」において、ジェンダーの視点から貧困削減分析を行ない、貧困削減とジェンダー平等の相関を強めることと、教育と保健分野以外でのジェンダー平等を推進できていない現状をふまえた組織・制度レベルでのジェンダー平等についてのモニタリング等を行うこととしている。

オーストラリア国際開発庁(AusAID)

2006年から2010年の総合計画によると、援助プログラムの戦略の一つにジェンダー平等を原則として掲げている。AusAIDのジェンダーに関する援助プログラムは、すべての開発段階において、女性と男性両方に対応するニーズ、優先事項等を考慮すべきであるとしている。ジェンダーに関する目標としては、①女性と子どもに対する暴力(トラフィッキングを含む)に対応し、女性の役割や立場を確固たるものにした平和構築支援を行う、②女性の経済的エンパワーメントを強化する、などがある。

1-3 ODA 政策におけるジェンダー

<政策的枠組み>

ODA 大綱

日本政府は 2003(平成15)年8月、平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応をはかり、ODA を通じた取り組みを強化していくため、1992(平成4)年に政府の開発援助の理念や原則等を明確にするために策定・閣議決定された「政府開発援助(ODA)大綱」を改定した。

この ODA 大綱では以下にあげる 5 つの基本方針を掲げており、その一つにおいて「公平性の確保」について言及し、男女共同参画の視点の重要性について明記している。これは、「開発への女性の積極的参加及び開発からの女性の受益の確保について十分配慮すること」と WID の重要性を謳った、先の ODA 大綱との大きな相違点である。

基本方針

- (1) 開発途上国の自助努力支援
- (2) 「人間の安全保障」の視点
- (3) 公平性の確保
- (4) 我が国の経験と知見の活用
- (5) 国際社会における協調と連携

(3) 公平性の確保

ODA 政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位の向上に一層取り組む。

ODA 中期計画

「政府開発援助(ODA)に関する中期政策」は、5年程度を念頭に日本の政府開発援助(ODA)の基本的考え方、重点課題および地域的援助のあり方等を明らかにしたものであり、2005(平成17)年2月に、先に1999(平成11)年に策定されたものの抜本的な見直しを経て、策定された。

3.重点課題の中で、「ODA 大綱の基本方針である開発途上国の自助努力(オーナーシップ)支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携をふまえる」こととしている。

分野別イニシアティブ

★GAD イニシアティブ

2005(平成17)年3月、日本政府は ODA を通じた「ジェンダーと開発(GAD:Gender and Development)イニシアティブ」を発表し、開発援助のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込むための基本的な考え方・アプローチ・具体的取組を表明した。これは先に改訂された ODA 大綱・ODA 中期政策において、男女共同参画の視点を重視している点を反映し、女性のみをターゲットとして、教育・健康・経済社会活動の3分野への取組みに限定している印象のあった「WIDイニシアティブ」(1995年、第4回世界女性会議(北京会議)にて日本政府発表)を改訂したものである。

「GADイニシアティブ」では、ジェンダー主流化のための基本的なアプローチ、またジェンダー主流化の視点にたった分野別の具体的取組を明示しており、基本的な考え方として、

- ・女性を直接に裨益の対象としない政策をジェンダーの視点に立って策定することが重要
- ・男女の生活状況やニーズの違いを事業計画段階で把握し、実施の際に考慮することが重要
- ・開発途上国のジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた取組への支援を強化

について言及している。

また、ジェンダーはすべての開発分野・課題に関わる横断的な課題であるが、ODA 政策においてもいくつかの分野別政策において、ジェンダーについての言及があるので、以下にあげる。

他の分野のイニシアティブにおけるジェンダー視点の言及

★防災協カイニシアティブ

防災協カイニシアティブは、2005(平成 17)年 1 月、国連防災世界会議(神戸会議)において発表され、ODA による防災分野の協力に関する我が国の基本方針として7項目を掲げている。その1つが、(3)ジェンダーの視点である。本イニシアティブは、他の分野においてジェンダーの視点について言及された初のイニシアティブである。

基本方針

- (6) 防災への優先度の向上
- (7) 人間の安全保障の視点
- (8) ジェンダーの視点
- (9) ソフト面での支援の重要性
- (10) わが国の経験、知識及び技術の活用
- (11) 現地適合技術の活用・普及
- (12) 様々な関係者との連携促進

3. ジェンダーの視点

政策決定への参画、経済社会活動への参加、情報へのアクセスといった様々な面で男女格差が存在するため、女性は災害時に特に被害を受けやすい。したがって、防災協力の全ての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う。

★保健と開発イニシアティブ

日本政府は、2005(平成 17)年 6 月、「保健と開発イニシアティブ」を発表した。これは、特に 2015 年を期限とする MDGs 達成に対する貢献に重点を置きつつ、ODA を通じた保健医療分野への貢献を継続・拡充すべく、発表されたイニシアティブである。基本方針として 5 項目を掲げ、その内の1つ(2)横断的取組では、「保健分野への支援と、保健と密接な関連を有する水と衛生、教育、インフラ整備(道路、通信、電力、廃棄物処理等)といった関連分野における支援との効果的連携を通じて、保健関連 MDGs の達成に貢献する。また、これら取組において、ジェンダーの視点に配慮する。」と言及。これについては、具体的取組のなかで、(2)保健医療分野の支援を補完する関連分野の支援及び分野横断的取組において、ジェンダー平等のための支援について明示している。

(イ) ジェンダー平等のための支援

保健分野の取組全体にジェンダー平等の視点が必要である。女性固有の健康上のニーズに対応しつつ、リプロダクティブヘルス・ライツ分野の支援等に加えて、男女の保健医療サービスへのアクセス格差の解消や、女性の能力開発のための支援を行う。

★ 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

2006(平成 18)年 3 月メキシコにおいて開催された第4回世界水フォーラムで、日本政府は水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブを発表した。水に関しては、ミレニアム開発目標(MDGs)において、安全な飲料水と基本的な衛生施設へのアクセス拡大が目標として設定されており、MDGs の他の目標である貧困削減、保健、教育、ジェンダー平等や持続可能な開発の達成のために極めて重要な要素であるという基本認識に立っている。基本方針として 5 項目掲げているうちの1つが、「分野横断的な取組による相乗効果の追及」であり、その中でジェンダー平等目標に貢献する必要性について言及している。

基本方針

- (1) 水利用の持続可能性の追求
- (2) 人間の安全保障の視点の重視
- (3) 能力開発の重視
- (4) 分野横断的な取組による相乗効果の追及
- (5) 現地の状況と適正技術への配慮

(4) 分野横断的な取組による相乗効果の追及

水と衛生分野の支援が、これと密接に関連する保健、教育、防災、都市・農村開発、産業発展、環境・生態系の保全、ジェンダー平等といった目標に対して効果的に貢献するよう十分配慮する必要がある。このため、水と衛生分野の支援において、案件形成段階からこれら目標への効果や影響を十分考慮するとともに関連分野の支援との連携を図る。また、実施した支援がもたらした影響へも十分配慮する。

< 男女共同参画に関する日本の取り組み >

法律 男女共同参画社会基本法：1999 年制定

社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

第 7 条：「男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下におこなわれなければならない。」

第 19 条：「国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

ここには ODA を含む国際協力においても男女共同参画社会を目指すという意味が含まれている。

上記基本法に基づいて男女共同参画基本計画が策定された。

計画 男女共同参画基本計画（第 1 次 2000 年・第 2 次 2005 年策定）

第 11 章は、「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」であり、この中で施策の基本的方向として、政府開発援助（ODA）の実施において GAD（ジェンダーと開発）イニシアティブに基づき、開発途上国のすべての分野における「ジェンダー平等」・女性のエンパワメントを目指す取組への支援を強化することを明言している。

【施策の基本的方向】

政府開発援助（ODA）の実施については、『GAD（ジェンダーと開発）イニシアティブ』に基づき、男女共同参画の視点に立って援助政策を策定すること等を通じ、開発途上国のすべての分野における「ジェンダー平等」・女性のエンパワメントを目指す取組への支援を強化していく。また、これらを踏まえた ODA の有効な実施・監視体制を整備する。国際協力に携わる者の GAD に関する認識の向上を促進する。内外の NGO との協力、連携を図りつつ取組を進める。

【具体的施策】

ア 「GAD イニシアティブ」に基づく取組の推進

- ・ ODA のあらゆる段階において社会的性別の視点を盛り込むよう努める。
- ・ 個々の援助案件の実施に当たっては、必要に応じ、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参画にも資する援助内容とするように努める。
- ・ 「ジェンダー平等」に資する援助案件の発掘及び実施に当たっては、「南南協力」も活用する。
- ・ 国際協力に携わる者の GAD に関する認識向上を促進するため、研修を実施する。
- ・ ODA における各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO 等との間の連携を一層促進する。
- ・ 国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD／DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視する我が国の ODA 政策を積極的に説明する。

イ 国連の諸活動への協力

- ・ 「国連婦人の地位委員会」及び「女子差別撤廃委員会」への積極的な参加又は貢献を行う。

ウ 女性の平和への貢献

- ・ 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進する。また、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させること及び意思決定に女性が参画することが重要であること等が盛り込まれた国連安全保障理事会の 1325 号決議（2000 年採択）の内容を踏まえつつ、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。
- ・ 紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることに留意し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。

エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- ・ ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

- ・ 男女共同参画に関する国際交流、国際協力を促進し、国を超えた相互の信頼や友好協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、NGO などそれぞれのレベルで充実を図る。

カ NGO との連携・協力推進

- ・ NGO の政府代表団への参加を継続する等、政府と NGO との連携・協力を推進する。

法律：男女共同参画社会基本法（1999年）

計画：男女共同参画基本計画（第1次2000年・第2次2005年）

男女共同参画推進本部

男女共同参画会議

専門調査会

基本問題専門調査会

女性に対する暴力に関する専門調査会

少子化と男女共同参画に関する専門調査会

監視・影響調査専門調査会

2-1 JICA の取り組みの歴史

JICA における取り組みは、1990 年に「分野別（開発と女性）援助研究会」が開催されたことに端を発する。この研究会の提言を受けて、1991 年には当時の企画部内に環境・WID 等事業推進室が設置された。JICA におけるジェンダーへの取り組みに係る専管部署としては、以降 1993 年の環境・女性課設置、2002 年環境・女性課内にジェンダー推進班設置を経て、2004 年にジェンダー平等推進チームが設置され、現在に至っている。

これらの部署は、当初は WID という開発課題についての理解促進、2002 年以降はさらにジェンダーについての知識の理解促進をはかるため、人材育成・研修を実施し、同時に、事業においてジェンダーの視点を反映していくための情報収集・整備などを行ってきた。また、在外主管体制におけるジェンダー主流化体制を構築していくため、組織としてジェンダー主流化を推進していくための体制の制度化などもはかっている。

年	JICA の活動内容	内外の動き*
1976 年		<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の 10 年(1976～1985 年)開始。 ●UNIFEM の設置。
1983 年		<ul style="list-style-type: none"> ●OECD/DAC が WID 指導原則採択。
1984 年		<ul style="list-style-type: none"> ●OECD/DAC において WID 専門家会合設置。
1990 年	<ul style="list-style-type: none"> ●「分野別（開発と女性）援助研究会」設置 	
1991 年	<ul style="list-style-type: none"> ●「分野別（開発と女性）援助研究会」報告書作成。 ●「環境・WID 等事業推進室」設置。 ●事業部に WID 担当者を配置。 ●WID 専門家養成研修開始(以後、継続) 	
1992 年	<ul style="list-style-type: none"> ●在外事務所に WID 担当者を配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ODA 大綱閣議決定。ODA の効果的実施のための方策として、「開発への女性の積極的な参加及び開発からの女性の受益の確保への配慮を言及。
1993 年	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境・女性課」設置 ●DAC の WID 専門家会議出席(以降、継続)。 ●「WID 配慮の手引」作成。 	
1994 年	<ul style="list-style-type: none"> ●「WID 検討会」設置。 ●国別 WID 情報整備調査開始(以降、継続)。 ●WID・貧困対策に係る職員研修開始。 ●「統計手法に関するワークショップ」共催(国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)及びアジア太平洋統計研修所) 	
1995 年	<ul style="list-style-type: none"> ●日米コモンアジェンダに関し、グアテマラ(女子の初等教育向上計画)及びカンボジア(農村女性支援計画)で USAID と連携。 ●職員研修「社会／WID 配慮入門コース」開始。 ●第 4 回世界女性会議(北京)出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 4 回世界女性会議(北京)開催。政府が「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」を発表。
1996 年	<ul style="list-style-type: none"> ●CIDA「WID 強化プロジェクト」(インドネシア)にて JICA 専門家受け入れ。 ●第 1-2 回「WID 懇談会(現ジェンダー懇談会)」開催(以降、継続)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●OECD/DAC 新開発戦略「21 世紀に向けて:開発協力を通じた貢献」において男女平等を含む社会開発及び参加の拡大を提唱。
1997 年	<ul style="list-style-type: none"> ●第 3-6 回「WID 懇談会」開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ●OECD/DAC「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント指針」を採択。

1998年	<ul style="list-style-type: none"> ●「WID/貧困担当者連絡会」設置。 ●開発福祉支援事業において「女性自立支援」援助を開始(カンボジア、ラオスなど) ●社会・ジェンダー調査費の予算化。 ●第7-8回「WID懇談会」開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本政府「政府開発援助に関する中期援助政策」を採択。「開発途上国における女性支援(WID)/ジェンダー」を重点課題として明記。
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ●職員分野別研修「社会・ジェンダー」開始(以降、継続)。 ●UNDP 開発政策局との連携開始。 ●第1-2回「JICA-UNDP 合同ジェンダーセミナー」開催。 ●DAC/UN 合同ワークショップ「人間の安全保障における女性のエンパワーメント」出席。 ●第9-10回「WID懇談会」開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会基本法公布、施行。第7条・第19条で国際的な協調を言及。 ●DAC 対日援助審査にて、ジェンダーに関する指摘。
2000年	<ul style="list-style-type: none"> ●重点課題別支援委員会「開発とジェンダー」設置。 ●事業部・地域部に対し「ジェンダー勉強会」を実施。 ●第1-2回「重点課題別支援委員会」開催。 ●シンポジウム「紛争後の復興支援における女性のエンパワーメント」開催(UNDP 主催/JICA 後援)。 ●第11回「WID懇談会」開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催。 ●国連ミレニアム開発目標を採択(目標 3:ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが盛り込まれる)。 ●男女共同参画基本計画策定(重点目標 11:「地域社会の『平等・開発・平和』への貢献」が盛り込まれる)。
2001年	<ul style="list-style-type: none"> ●2000年度第3回及び2001年度第1-2回「重点課題別支援委員会」開催。 ●DAC/UN 合同ワークショップ「ガバナンス、貧困削減、ジェンダー平等」出席。 ●第12回「WID懇談会」開催。 	
2002年	<ul style="list-style-type: none"> ●第13回「WID懇談会」開催(以降、名称を「ジェンダー・WID懇談会」と変更) ●環境・女性課内に「ジェンダー推進班」を設置。 ●「第二次分野別ジェンダー・WID研究会」設置。 ●2002年度第1-2回「重点課題別支援委員会」開催。 ●第1-5回「ジェンダー勉強会」開催。 ●第3回「UNDP-JICA 合同セミナー」開催。 ●課題別指針「ジェンダー主流化・WID」策定。 ●第46回「国連婦人の地位委員会」出席(以降、継続)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」発足。 ●外務省「開発における女性支援(WID)/ジェンダー政策評価」実施。
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ●JICA 中期目標・計画に「男女共同参画」が盛り込まれる。 ●分野・課題チーム(現課題タスクフォース)「ジェンダー主流化・WID」設置。 ●第14回「ジェンダー・WID懇談会」開催。 ●2003年度第1-2回「重点課題別支援委員会」開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新 ODA 大綱閣議決定。基本方針で「男女共同参画の視点の重要性、女性の開発への積極的参加および開発からの受益の確保、女性の地位向上への取り組み強化」に言及。
2004年	<ul style="list-style-type: none"> ●「JICA 環境・社会配慮ガイドライン」策定。 ●2003年度第1-3回「重点課題別支援委員会」開催。 ●企画・調整部内に「ジェンダー平等推進グループ」、社会開発部内に「ガバナンス・ジェンダーチーム」を新設。 ●全部長・国内機関長対象「ジェンダー主流化推進セミナー」開催。 ●ジェンダー担当理事・責任者・担当者の配置(国 	<ul style="list-style-type: none"> ●ODA ジェンダー担当官配置(外務本省と在外公館)

	<p>内外全部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ジェンダー主流化推進シート(目標・進捗確認シート)」作成(国内外全部署)開始(以降、継続)。 ●JICA 関連企業向け「ジェンダー主流化説明会・意見交換会」実施。 ●ジェンダー担当者会議開催。 ●開発教育コンテンツ(ジェンダー)作成、HP 公開。 ●新入職員の在外実務研修派遣前研修、ボランティア調整員、新規採用専門員・ジュニア専門員に対するジェンダー研修等の制度化(以降、継続)。 ●調査研究「多様な社会・文化におけるジェンダー主流化のあり方」の実施。 ●JICA 課題別取り組みビデオ「ジェンダー主流化・WID」(和・英)制作。 ●「ジェンダー配慮の良い事例」作成開始。 ●特定テーマ評価「参加型地域社会開発のジェンダー評価」実施。 ●第 15 回「ジェンダー・WID 懇談会」開催。 	
2005 年	<ul style="list-style-type: none"> ●2004年度第 4 回及び 2005 年度第 1 回「重点課題別支援委員会」開催。 ●国連世界防災会議(神戸)出席。 ●第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)(於:ニューヨーク)出席。 ●第 16 回「ジェンダー・WID 懇談会」開催(以降、名称を「ジェンダー懇談会」と変更) ●第 1 回ジェンダー責任者会議開催。 ●「ジェンダー平等推進グループ」から「ジェンダー・環境社会配慮審査グループ」に改組。 ●中南米地域在外事務所ジェンダー主流化会議開催(地域支援事務所、地域部、企画・調整部共催) ●新規案件要望調査におけるジェンダー配慮実施方法の改善 ●「2004 年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」作成。 ●遠隔学習教材(E-learning)「ジェンダー入門」制作。 ●「UNDP・日本 WIID 基金 10 周年記念シンポジウム」開催(JICA 協力)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新 ODA 中期政策策定。重点課題に取り組むにあたり、ジェンダーの視点を含めた公平性の確保について明記。 ●「国連世界防災会議」(神戸)開催。政府が発表した「防災協カイニシアティブ」に「ジェンダーの視点」が取り入れられる。 ●「保健関連 MDGs に関するアジア太平洋ハイレベル・フォーラム」(東京)開催。政府が発表した「保健と開発にかかるイニシアティブ」に「ジェンダーの視点」が取り入れられる。 ●第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)(ニューヨーク)開催。政府が「GAD イニシアティブ」を発表。 ●男女共同参画基本計画策定(第二次)(重点目標 11:「地域社会の『平等・開発・平和』への貢献」を改訂)。
2006 年	<ul style="list-style-type: none"> ●公開セミナー「開発課題においてどのようにジェンダーの視点を取り入れていくか-JICA と UNHCR の具体事例からの学び-」 ●客員研究「女性に対する暴力」実施。 ●課題別指針「ジェンダー主流化・WID」改訂開始 ●ジェンダー評価の導入検討開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 4 回世界水フォーラム(メキシコ)開催。政府が発表した「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」に水と衛生分野の支援におけるジェンダー視点の考慮の必要性が盛り込まれる。

2-2 JICA のジェンダー主流化推進体制

<JICA の組織方針におけるジェンダー>

JICA 中期目標（2003 年 10 月）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（ハ）男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

JICA 中期計画（2003 年 10 月）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）総論

（ハ）男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図ると共に、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

<組織編>

組織ジェンダーと事業ジェンダーについて

JICA においては、組織としてのジェンダーへの取り組みを「組織ジェンダー」、事業におけるジェンダーへの取り組みを「事業ジェンダー」と区分し、それぞれに主管部署を設けて推進している。

「組織ジェンダー」の主管は人事部であり、JICA の役職員や日本側事業人材に関連し、JICA が企業倫理として取り組むべき事項を取り扱うこととしている。一方、「事業ジェンダー」は「組織ジェンダー」を除く JICA の活動で、事業に反映または関係する事項、すなわち「ジェンダーと開発」について、例えばジェンダー視点の組み入れ、女性のエンパワメントの促進、日本側事業人材や裨益者のジェンダーバランスの配慮など、を取り扱うこととしている。本課題別指針における具体的な取り組みについては、主にこの「事業ジェンダー」について言及しているものである。

「事業ジェンダー」の主管は企画・調整部であり、企画・調整部担当理事をジェンダー担当理事とするとともに、企画・調整部ジェンダー・環境社会配慮審査グループジェンダー平等推進チームが事業におけるジェンダーへの取り組みについて中心的な役割を果たしている。

JICA 組織におけるジェンダー主流化に係る人員配置体制について

JICA 組織内には、本部内、計 22 部署のほか、国内には 19 機関があり、在外には計 79 の在外事務所および駐在員事務所がある（2006 年 3 月現在）。これら合計 120 の部・機関・事務所にはジェンダー担当者が配置されており、当該部署（または機関・事務所）における事業のジェンダー主流化推進を役割としている。また、各部署における事業ジェンダー実施に対する責任は、当該部署の長であるとし、これら 120 の部（または機関・事務所）長をジェンダー責任者としている。

ジェンダー主流化推進のための各部担当者の役割

ジェンダー担当者は、ジェンダー責任者のイニシアティブのもと、主に以下の役割を担っている。

- 1) 当該部署のジェンダー主流化推進に係る目標設定・活動計画作成
- 2) 事業におけるジェンダー主流化の推進
- 3) ジェンダー研修の企画・立案・実施
- 4) ジェンダー主流化ネットワークの構築

（ODA ジェンダー担当官との連携、関連機関・NGO・研究機関との連携など）

5) ジェンダーに係る情報収集・情報照会対応

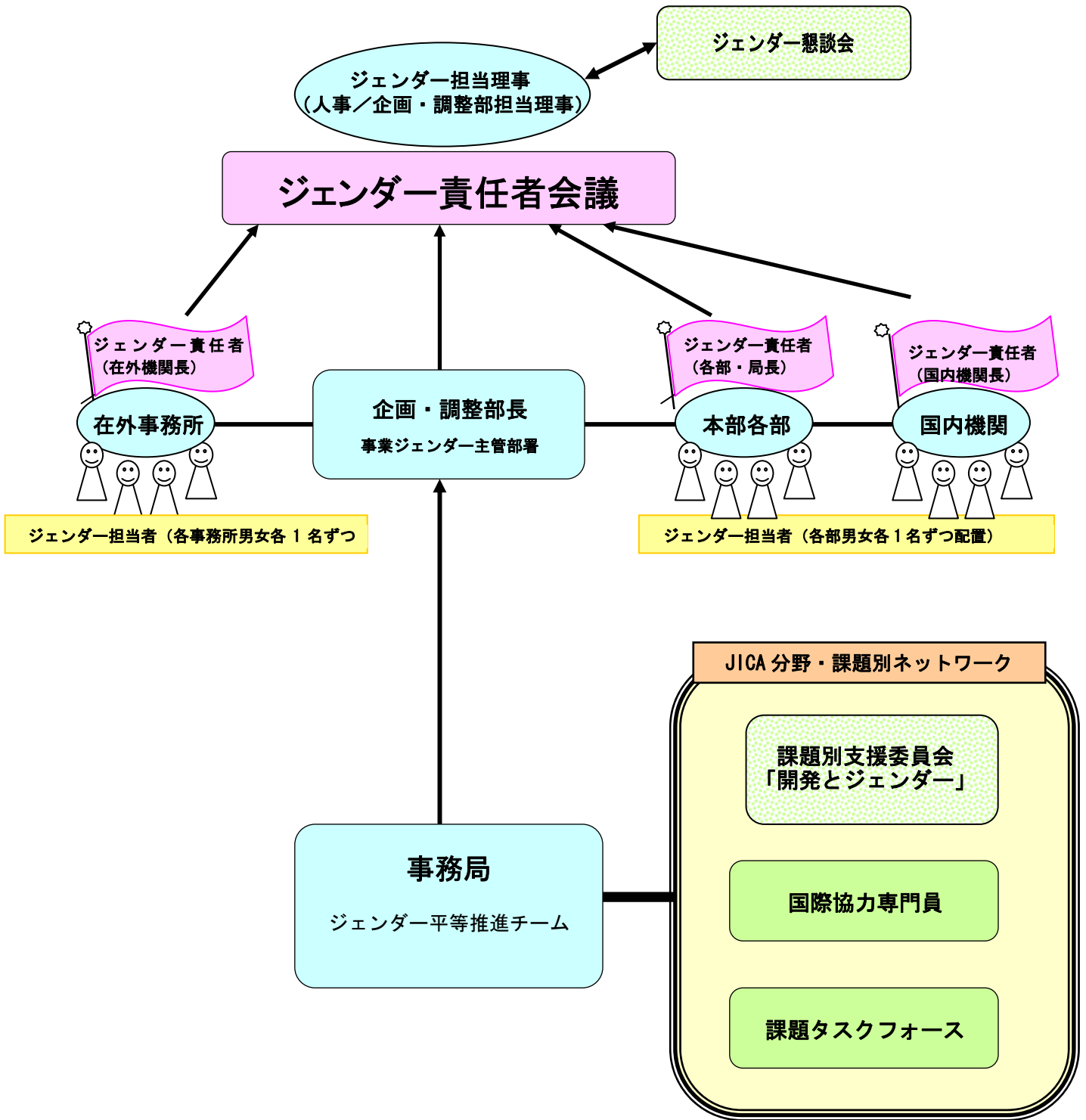
上記に関し、ジェンダー平等推進チームは、全部署（機関・事務所）のジェンダー主流化推進報告書を取りまとめ、JICA ジェンダー主流化推進年次報告書の作成を行なっている。また、必要に応じ、研修会・事例の発掘など、各部署とジェンダー平等推進チームは連携してジェンダー主流化推進をはかっている。

外部有識者委員会

JICA では、ジェンダーの知見を有する外部有識者を招いて「ジェンダー懇談会」を毎年開催している。これは、JICA の WID 分野の総合的な取り組みをより強化・充実させ、国内各界の指示を得た事業を推進していくことを目的として、1996 年 7 月に組織上層部に設置されたもので、以来毎年開催されている。（発足当時は「ジェンダー・WID 懇談会」）（取り組みの変遷・10 年のあゆみ）

また、事業レベルでは、2000 年より「開発とジェンダー」課題別支援委員会を設置し、JICA の事業における「ジェンダーと開発」の取り組みの方向性や各事業レベルにおける取り組み手法、留意点等について、専門家・有識者から助言を得ている。

事業ジェンダー主流化推進体制



※ 組織ジェンダーの主管部署は人事部である。なお、ジェンダー責任者は事業ジェンダーおよび組織ジェンダーの責任者であるため、ジェンダー責任者会議は人事部と企画・調整部の共催にて実施。

<事業実施編>

JICA「国別事業実施計画」

JICA では外務省の国別援助計画に基づいて「国別事業実施計画」を策定しており、国ごとの援助事業実施方針をここに定めている。内容としては主に「当該国における開発の方向性と援助重点分野」および「JICA 事業実施における基本的な考え方」をまとめている。

特に「JICA 事業実施における基本的な考え方」においては、「人間の安全保障及びグローバル・イシューへの取り組みの方向性/援助協調の動向等(含む PRSP や MDGs への対応)」について言及しており、当該国におけるジェンダーに係る情報を基に、事業実施におけるジェンダーへの取り組みの方向性・戦略についてとりまとめ、記載することが推進されている。

要望調査

案件の計画段階でのジェンダー視点の反映が重要であることから、新規案件形成時に各在外事務所が作成する要請案件調査票においては、ジェンダー配慮については、ジェンダーの観点から、当該案件でどのようにジェンダー平等と女性のエンパワメントに配慮しているかを記載することが推進されている。また、ジェンダー平等推進チームでは、必要と判断した案件については、ジェンダー分析の必要性、ジェンダー関連活動・投入の必要性等、具体的なアクションの実施について提案している。

ジェンダー評価の実施

事業の実施において具体的なジェンダー配慮が効果的に実施されるように、ジェンダー分析やジェンダー評価を実際の開発事業の中で実施する仕組みづくりを推進している。事前評価、中間評価および終了時評価において、評価 5 項目に加えてジェンダーの視点を評価に加えたジェンダー評価の実施に向け、検討を重ねている。(2-4 を参照)

ジェンダー研修の実施・人材育成

JICA においては、事業におけるジェンダーへの取り組みを強化するため、JICA 職員を対象に、ジェンダーについての研修を行い、ジェンダーに関する基礎的な知識、開発とジェンダーについての概要に対する理解をはかるとともに、具体的な事例を例にあげ、ジェンダーの取り組みとしてどのようなアクションが必要とされるかについて演習を行っている。

さらに、在外赴任前の職員ならびに専門家、青年海外協力隊を対象とした各種研修を実施するほか、課題対応型の学習ニーズに対応した各種研修も随時行っている。

ジェンダー担当者テストの導入

JICA においてジェンダー主流化を推進していくにあたり、組織内各部署・機関・事務所に配置されているジェンダー担当者に期待する役割は大きい。そこでジェンダー担当者の知識の維持・向上を推進する仕組みとしてジェンダー担当者テストの導入を計画している。具体的には、毎年度「ジェンダー担当者知識向上月間」を設定し、同月間中に、ジェンダー担当者はイントラネット上のテストに合格することを義務付けることとする。出題項目は、1. ジェンダーに関する概念、2. JICA のジェンダー主流化推進体制、3. 世界のジェンダー状況、4. プロジェクトにおけるジェンダー主流化とし、合計20問程度を想定している。テスト受験・解説からの学習を通して、出題範囲の知識・情報が掲載されている JKM(JICA ナレッジマネジメントシステム)の活用をはかり、ジェンダー担当者の知識向上を後押しするシステムとして 2007 年度本格導入を目指している。

ジェンダーに関連する情報・事例の収集・整備

ジェンダーは国や社会、文化、地域などにより状況が異なっていることから、これらの状況を把握し、適切な援助を行う必要がある。JICAでは1994年に51カ国を対象とするWID情報整備調査を開始し、以来毎年、数カ国ずつ、国ごとのWIDおよび現在ではジェンダーに関する基礎的な情報(当該国におけるジェンダーに関する概要と政府の取り組み、教育・保健医療・農林水産・経済活動といった主要セクターにおける女性・ジェンダーに関する情報)を整備している。

また、具体的なジェンダー配慮がプロジェクト成果にどのように影響を及ぼすのか、ジェンダーへの取り組みにはどのようなものがあるのか、といった参考情報として「ジェンダー配慮の良い事例」を作成し、各種研修で活用するとともに、JICAにおけるジェンダーへの取り組み事例の紹介として、HP等で広報している。

2-3 ジェンダー関連事業の分類

JICA の案件分類は以下のとおりである。

ジェンダー平等政策・制度支援案件

ジェンダー主流化のための政策や財政・法制度の改革支援、ナショナルマシーナリーを含め行政機関のジェンダー主流化推進体制整備支援(人材育成を含む)を主目的とする案件

具体例;ジェンダー政策・指針の策定支援

男女雇用機会均等法制定支援

ジェンダー予算分析の導入支援

ナショナル・マシーナリー(女性本部機構)の強化支援

ラインミニストリーのジェンダー主流化体制整備支援

女性を主な裨益対象とする案件

女性をターゲットグループとして、女性のエンパワーメントや保護を主目的とする案件。特に当該社会の中でより弱い立場に置かれているグループの中の女性を支援することを意図する案件。例えば貧困女性、少数民族・先住民族女性、難民女性、女子児童。また女性をターゲットにしつつも、男性に対する必要なアプローチは重要。

具体例;貧困女性の起業家支援

女子教育の改善支援

リプロダクティブヘルス支援

母の健康改善支援

なお、単にターゲットグループに女性割合が多いという理由だけで同分類にすることはしない。例えば看護師育成支援。また案件のターゲットグループは女性ではないが、案件目的を達成するために主に女性にアプローチする案件もこの分類とはしない。例;乳児死亡率改善支援、HIV/AIDS 母子感染防止支援等

ジェンダー活動統合案件

プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みをプロジェクト活動(予算配分を伴う;専門家の派遣、ジェンダー調査の実施、ジェンダー研修の実施等)の一環として組み込んでいる案件。

注釈)女性のエンパワーメント支援案件には分類しないものとして例示した乳児死亡率改善支援やHIV/AIDS 母子感染防止支援などは、案件の目標達成のためにも戦略的ジェンダーニーズにアプローチしたり、女性のエンパワーメントを推進することが重要となるが、それらをプロジェクトのコンポーネントとして例えばプロジェクト目標を達成するために必要な成果の一つとして掲げ、具体的な取り組みをプロジェクトの一環として実施する場合はジェンダー活動統合案件として分類することになる。

ジェンダー評価の導入

ジェンダー主流化を進める上では、ジェンダーの視点を全ての開発政策・施策・事業の企画・立案段階から組み込むことが重要である。しかしながら、開発事業の実施において具体的なジェンダー配慮が効果的に実施されるようになるためには、「仕組み」としてジェンダーの視点が PCM サイクルの中に組み込まれることが必須である。

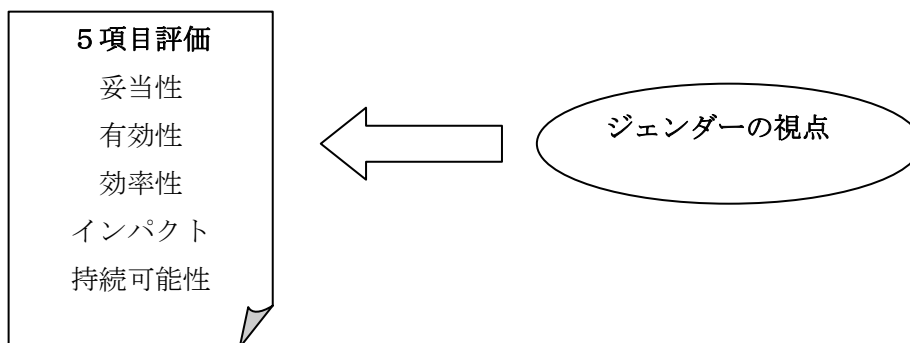
現行のJICA事業評価ガイドラインにおいては、ジェンダーに関する間接的な効果、波及効果、長期的な効果を含めたインパクトを包括的かつ多角的に評価すべきことが記載されている。しかしながら、実際のところ、必ずしもジェンダーにかかる評価が行われているとはいえないのが現状である。その理由としては、ジェンダーに関する影響(インパクト)は長期的に発現するものでありプロジェクト期間中には測定できないと認識されていること、ジェンダーに特化した評価項目がないこと、そもそもの評価調査期間が限られていることなどが指摘されている(第2次分野別ジェンダー・WID研究会)。

そこで、より実践的にジェンダーの視点が開発事業のサイクルに組み込まれるために、より担当者や評価調査者が取り入れやすい簡易なジェンダー評価の手法の検討に取り掛かった。加えて、「仕組み」として、必要な案件においてその簡易ジェンダー評価が必ず実施されるような体制づくりを進めた。

まず、2-2JICAのジェンダー主流化体制の「要望調査」に記載のとおり、19年度から新規要望調査の段階で、ジェンダー平等推進チームがジェンダー評価の必要性の有無を案件の内容により決定し、必要と判断した案件については、事前評価、中間評価、終了時評価においてジェンダー評価を必須とすることとした。

また、その前提として、ジェンダー評価の実施規模は、ジェンダー評価のための追加調査団員を想定せず、評価分析団員が調査日数と調査項目を多少増やす程度で対応可能なものとした。

ジェンダー評価では、評価5項目について横断的にジェンダーの視点から評価を行うことを意図しているが(「ジェンダー評価の視点」参照)、評価結果については5項目評価結果に加えて「ジェンダー評価」を評価結果として別途記載することを想定している。



ジェンダー評価の視点

評価項目は案件の内容によって多様になることがありうるが、想定される項目は以下のとおり。

<事前段階(事前評価)>

評価視点	
妥当性	案件の対象となる国のジェンダー関連の国家政策及び法制度と案件におけるジェンダー戦略との関係が整理されているか。
	上位目標、プロジェクト目標、成果は案件が対象とする男女双方のニーズに合致しているか。
効率性	案件の対象となる人々及びその現状をジェンダーの視点に立って把握しているか。 (その際、当該社会における女性、男性の役割を考慮したか)
	(女性、男性双方の実際的なニーズは把握できたか)
	(女性、男性双方の戦略的なニーズを考慮したか)
	案件の対象となる女性、男性双方にとって利用・参加しやすくする(情報提供、時間帯、その他の工夫)案件実施上の工夫を検討しているか。
有効性	案件の対象となる女性、男性それぞれに便益が及ぶよう計画しているか
	案件の対象となる女性、男性双方と協議がなされ、双方の意見を聞くことができたか
	案件実施側の企画・立案の意思決定の場に女性と男性が双方参加する仕組みが計画できたか
	実施段階で予想される性に起因する問題(安全・健康面等に関わるもの)に配慮した設計になっているか
インパクト	女性、男性双方のニーズを満たすことを期待できるか。
	女性、男性に対して、間接的に生じると予想されるプラスのあるいはマイナスの影響を考慮しているか (この時男女双方に及ぶマイナスの影響をなくす(最小限におさえる)対策を組み込む)
自立発展性	ジェンダーにかかる取り組みを持続可能な仕組みにする工夫がなされているか。

<案件実施段階(中間評価)>

妥当性	案件の対象となる国のジェンダー関連の国家政策及び法制度と案件におけるジェンダー戦略が合致しているか。
	上位目標、プロジェクト目標、成果は案件が対象とする男女双方のニーズに合致しているか。
効率性	案件の対象となる人々及びその現状をジェンダーの視点に立って把握した上で案件が実施されてきたか。
	(その際、当該社会における女性、男性の役割を考慮されたか)
	(女性、男性双方の実際的なニーズは把握できたか)
	(女性、男性双方の戦略的なニーズを考慮したか)
	案件の対象となる女性、男性双方が利用・参加しやすい状況にあるか(情報提供、時間帯、その他の配慮)。

有効性	案件の対象となる女性、男性それぞれに便益が及んでいるか
	案件の対象となる女性、男性双方と協議がなされ、双方の意見を聞くことができていたか。
	案件の実施にあたっての意思決定及び実施に女性と男性双方が関与できていたか。
	性に起因する問題(安全、健康面等に係わるもの)に配慮する必要がある場合、適切に対処しているか。
インパクト	女性、男性双方のニーズを満たすことを期待できるか。
自立発展性	ジェンダーにかかる取り組みが、持続可能な仕組みになっているか。あるいはジェンダーにかかる取り組みが持続的に実施される仕組みの提案がなされているか。

<案件実施後の評価(終了時評価)>

妥当性	案件の対象となる国のジェンダー関連の国家政策及び法制度と案件におけるジェンダー戦略が合致しているか。
	上位目標、プロジェクト目標、成果は案件が対象とする男女双方のニーズに合致しているか。
効率性	案件の対象となる人々及びその現状をジェンダーの視点に立って把握した上で案件が実施されてきたか。
	(その際、当該社会における女性、男性の役割を考慮されたか)
	(女性、男性双方の実際的なニーズは把握できたか)
	(女性、男性双方の戦略的なニーズを考慮したか)
	案件の対象となる女性、男性双方が利用・参加しやすい状況にあったか(情報提供、時間帯、その他の配慮)。
有効性	案件の対象となる女性、男性それぞれに等しく便益が及んだか
	案件の対象となる女性、男性双方と協議がなされ、双方の意見を聞くことができたか。
	案件の実施にあたっての意思決定及び実施に女性と男性双方が関与できたか。
	性に起因する問題(安全・健康面に係わるもの)に配慮する必要がある場合、適切に対処されたか
インパクト	女性、男性双方の実際的なニーズが充たされたか
	女性、男性の戦略的ニーズが充たされたか(男女間の既存の社会的・経済的格差が拡大したか、縮小したかについての評価を行う。)
	(女性、男性の戦略的ニーズに対して、何らかの貢献があったか)
	社会における女性、男性の様々な役割にどのような変化を与えたか(ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに寄与したか)
	女性、男性に対して、間接的に生じると予想されるマイナスの影響があったか。

自立 発展 性	実施してきたジェンダー取り組みが持続可能な仕組みになっているか。
---------------	----------------------------------

今後の課題

簡易ジェンダー評価の手法については評価分析団員や担当者が参考にできるマニュアル(実践例、調査・分析手法含む)を整備していくことが今後の課題である。その基礎資料とするため、18年度から試行的にいくつかの案件においてジェンダー評価を実施し、実践例の蓄積を行っている。